

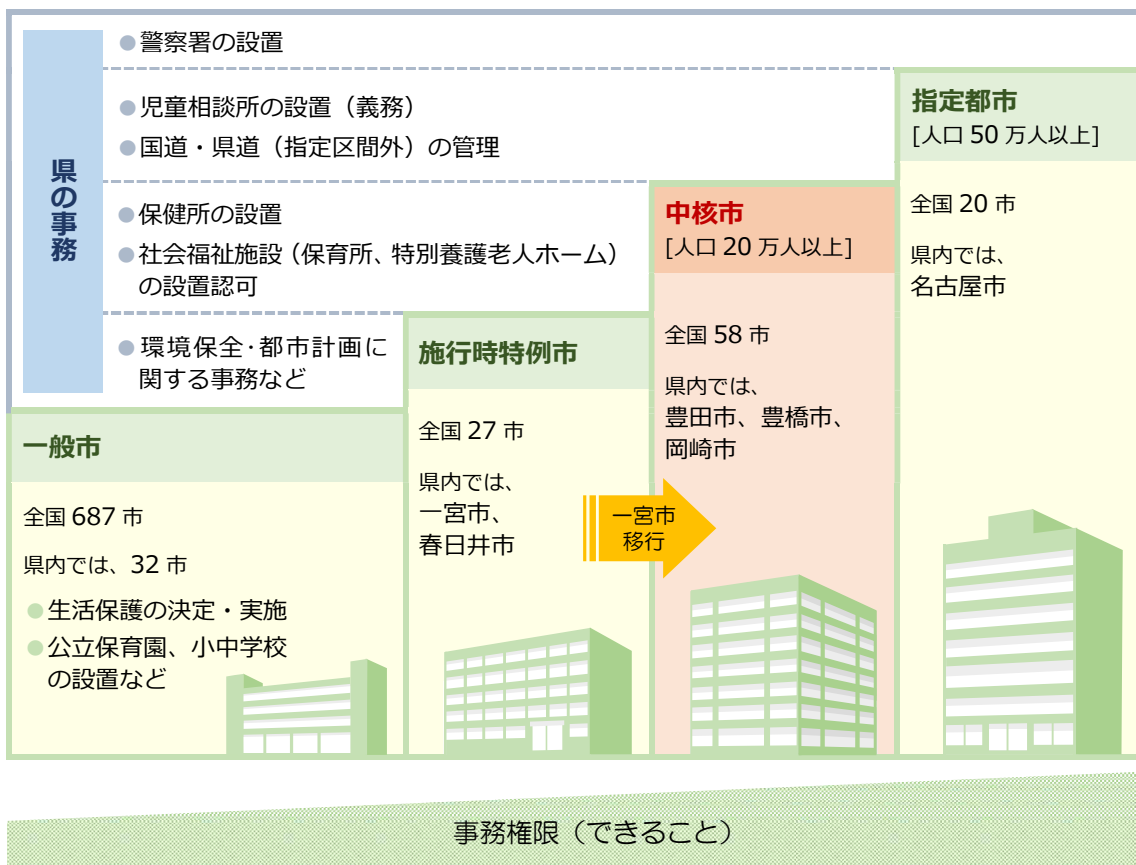
1 中核市制度の概要

1 中核市とは

中核市は、都市の人口規模によって定められた、大都市制度の一つです。

指定都市に次ぐ、規模や能力が比較的大きな都市に、都道府県の事務権限の一部を移すことで、できる限り住民の身近なところで行政サービスを提供できるようにすることを目的に、平成7年に中核市制度が創設されました。

■大都市制度の仕組み（平成31年4月1日現在）



中核市の指定要件と特例市制度

中核市の指定要件は、平成26年5月の地方自治法の一部改正により、平成27年4月1日以降、「人口30万人以上」から「人口20万人以上」に緩和されました。

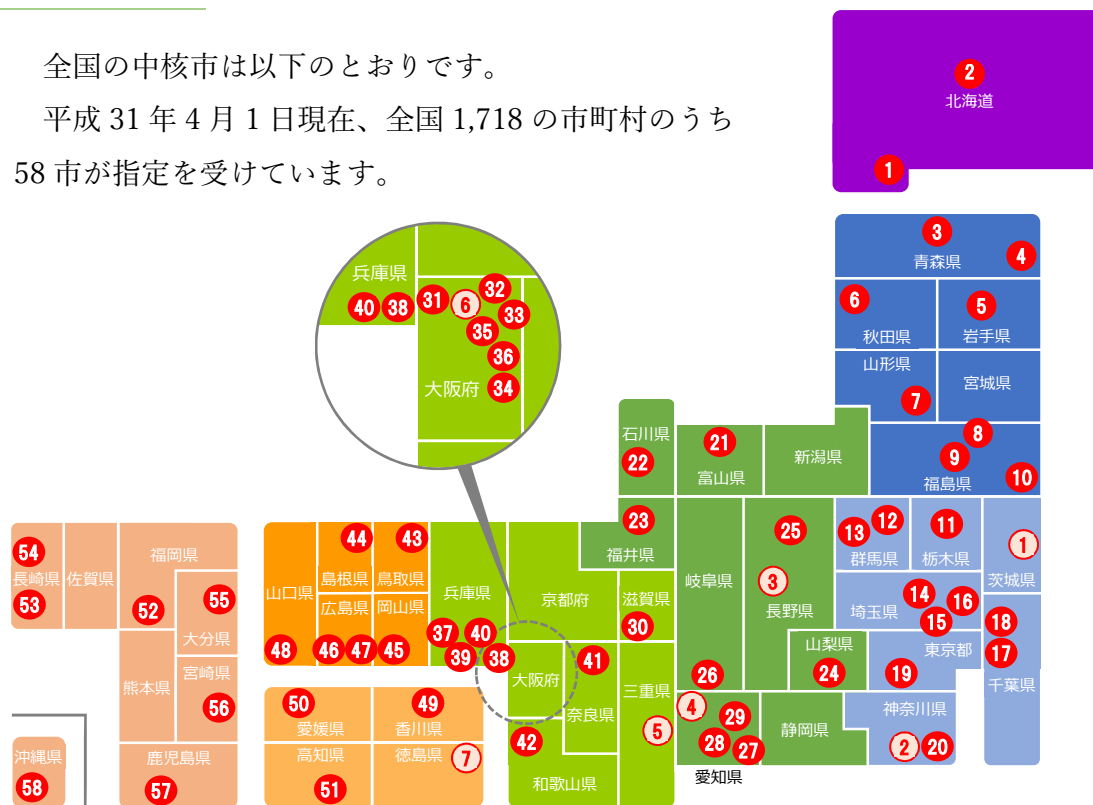
それと同時に、人口20万人以上の都市が指定を受けることのできた特例市制度が廃止され、特例市であった市は、「施行時特例市」と呼ばれる一般市となりました。ただし、従前の特例市の事務権限は引き続き保持しています。

この指定要件の緩和後、平成31年4月1日時点で、13の市が中核市へ移行しています。

2 全国の中核市

全国の中核市は以下のとおりです。

平成 31 年 4 月 1 日現在、全国 1,718 の市町村のうち
58 市が指定を受けています。



■ 中核市一覧 ※()内は、人口(平成27年国勢調査)及び中核市移行年

1 函館市 (27万人/平成17年)	2 旭川市 (34万人/平成12年)	3 青森市 (29万人/平成18年)	4 八戸市 (23万人/平成29年)
5 盛岡市 (30万人/平成20年)	6 秋田市 (32万人/平成9年)	7 山形市 (25万人/平成31年)	8 福島市 (29万人/平成30年)
9 郡山市 (34万人/平成9年)	10 いわき市 (35万人/平成11年)	11 宇都宮市 (52万人/平成8年)	12 前橋市 (34万人/平成21年)
13 高崎市 (37万人/平成23年)	14 川越市 (35万人/平成15年)	15 川口市 (58万人/平成30年)	16 越谷市 (34万人/平成27年)
17 船橋市 (62万人/平成15年)	18 柏市 (41万人/平成20年)	19 八王子市 (58万人/平成27年)	20 横須賀市 (41万人/平成13年)
21 富山市 (42万人/平成17年)	22 金沢市 (47万人/平成8年)	23 福井市 (27万人/平成31年)	24 甲府市 (19万人/平成31年)
25 長野市 (38万人/平成11年)	26 岐阜市 (41万人/平成8年)	27 豊橋市 (37万人/平成11年)	28 岡崎市 (38万人/平成15年)
29 豊田市 (42万人/平成10年)	30 大津市 (34万人/平成21年)	31 豊中市 (40万人/平成24年)	32 高槻市 (35万人/平成15年)
33 枚方市 (40万人/平成26年)	34 八尾市 (27万人/平成30年)	35 寝屋川市 (24万人/平成31年)	36 東大阪市 (50万人/平成17年)
37 姫路市 (54万人/平成8年)	38 尼崎市 (45万人/平成21年)	39 明石市 (29万人/平成30年)	40 西宮市 (49万人/平成20年)
41 奈良市 (36万人/平成14年)	42 和歌山市 (36万人/平成9年)	43 鳥取市 (19万人/平成30年)	44 松江市 (21万人/平成30年)
45 倉敷市 (48万人/平成14年)	46 呉市 (23万人/平成28年)	47 福山市 (46万人/平成10年)	48 下関市 (27万人/平成17年)
49 高松市 (42万人/平成11年)	50 松山市 (51万人/平成12年)	51 高知市 (34万人/平成10年)	52 久留米市 (30万人/平成20年)
53 長崎市 (43万人/平成9年)	54 佐世保市 (26万人/平成28年)	55 大分市 (48万人/平成9年)	56 宮崎市 (40万人/平成10年)
57 鹿児島市 (60万人/平成8年)	58 那覇市 (32万人/平成25年)		

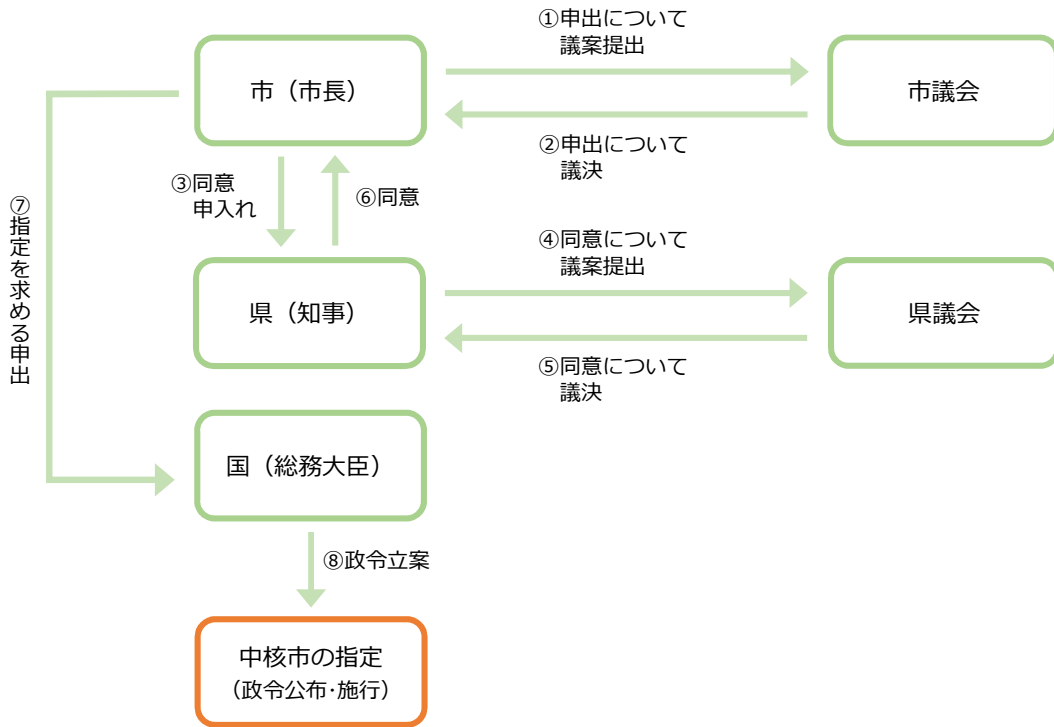
■ 中核市移行を検討している市 ※全国施行時特例市市長会調査・()内は、人口(平成27年国勢調査)及び中核市移行予定年

1 水戸市 (27万人/令和2年)	2 茅ヶ崎市 (24万人/未定)	3 松本市 (24万人/令和3年)	4 一宮市 (38万人/令和3年)
5 四日市市 (31万人/未定)	6 吹田市 (37万人/令和2年)	7 徳島市 (26万人/未定)	

3 中核市の指定手続

中核市の指定を受けるには、市議会の議決、県議会の議決、県知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。

国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。



参考 一宮市の地方分権の取組

一宮市は、平成 14 年 4 月 1 日の特例市への移行に加え、愛知県の「県から市町村への権限移譲推進要綱」（事務処理特例制度）の活用により、市が行うことで市民生活の利便性が向上する事務権限の移譲を受けるなど、地方分権に積極的に取り組んでいます。

■一宮市への権限移譲の例

国の地方分権改革	事務処理特例制度の活用	個別法による権限移譲
9 次にあたる地方分権一括法により、段階的に都道府県から市町村へ権限が移譲	都道府県の事務のうち、市町村が希望する事務について条例により権限を移譲する制度	個々の法律の規定に基づき、国や都道府県との協議等により権限が移譲されるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収 ● 未熟児の訪問指導、未熟児養育医療費の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ● パスポートの申請受付・交付 ● 違反広告物の除却等 ● 煙火（火薬類）消費許可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画に基づく規制（景観法による景観行政団体） ● 農地転用の許可（農地法による指定市町村）